

板橋区居住支援協議会設置要綱

(令和7年12月22日区長決定)

(設置)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第81条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、板橋区居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動に関すること。
- (4) 関係機関の連携に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する15名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 居住支援に係わる団体関係者
- (3) 不動産団体関係者
- (4) 住宅確保要配慮者からの相談業務等に携わる関係者
- (5) 区職員
- (6) その他区長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者委員をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条に定める委員（同条第5号の委員を除く。）及び前条に規定する臨時的な委員については、謝礼を支払うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、協議会の決議を経たときは、非公開とすることができる。

(秘密の厳守)

第10条 協議会の委員（第7条により出席した者を含む。）は、前条ただし書の規定により非公開とした会議の内容その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、都市整備部住宅政策課に置く。

2 協議会の事業は、委託して実施することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。